

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1号 平成24年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第 2号 平成24年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 1号 表彰について
- 日程第 9 議案第 2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第10 議案第 3号 合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 4号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 5号 工事請負契約の締結について（平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越））
- 日程第13 議案第 6号 工事請負契約の締結について（平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越））
- 日程第14 議案第 7号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第15 議案第 8号 平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 議案第 9号 平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第17 議案第10号 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第11号 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第12号 平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 認定第 1号 平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 2号 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 3号 平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 4号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 5号 平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 5 認定第 6 号 平成 2 4 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 7 号 平成 2 4 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 8 号 平成 2 4 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 8 一般質問
- 日程第 2 9 議案第 1 3 号 表彰について
- 日程第 3 0 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 1 認定第 1 号 平成 2 4 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 2 認定第 2 号 平成 2 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 3 認定第 3 号 平成 2 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 4 認定第 4 号 平成 2 4 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 5 認定第 5 号 平成 2 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 6 認定第 6 号 平成 2 4 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 認定第 7 号 平成 2 4 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
（付託案件）審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 8 認定第 8 号 平成 2 4 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
（付託案件）算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 意見案第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 日程第 4 0 意見案第 2 号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第 4 1 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 2 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

平成25年第5回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月6日（金）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 平成24年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 平成24年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 6 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 9 | 議案第 2号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第 3号 | 合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 4号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 5号 | 工事請負契約の締結について（平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越）） |
| 日程第13 | 議案第 6号 | 工事請負契約の締結について（平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越）） |
| 日程第14 | 議案第 7号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第 8号 | 平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第16 | 議案第 9号 | 平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第17 | 議案第10号 | 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 議案第11号 | 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第12号 | 平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 認定第 1号 | 平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について |

《平成25年9月6日》

- 日程第 2 1 認定第 2 号 平成 2 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 3 号 平成 2 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 4 号 平成 2 4 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 5 号 平成 2 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 6 号 平成 2 4 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 7 号 平成 2 4 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 8 号 平成 2 4 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（1名）

15番 奥田稔君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	岡村宏君

《平成 2 5 年 9 月 6 日》

総務課長	寒河江陽一君	情報管財課長	岩山靖彦君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
保健福祉課長	松橋行雄君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	会津靖朗君	農政林務課長	安藤清貴君
商工観光課長	伊藤雅彦君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	水道課参事	久保英之君
会計管理者	小野寺健君	保育課長	菊地隆君
丸瀬布総合支所長	小谷英充君	丸瀬布総合支所産業課長	増田眞一君
白滝総合支所長	荒井正教君	白滝総合支所産業課長	加藤雅史君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
教育部次長	藤江敏博君	社会教育課長	中村哲男君
社会教育課参事	大貫雅英君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	舟木淳次君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	舟木淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田守君	事務局主幹	河本伸二君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成25年第5回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。

なお、奥田議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成24年度分、平成25年度分例月出納検査に対する監査結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、各案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は第28までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、林議員、杉本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○議会運営委員長（杉本信一君）　－登壇－

御報告をいたします。

本日をもって招集されました平成25年第5回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月3日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月12日までの7日間と決定いたしました。

なお、9月7日及び8日の2日間は休日のため、また、9月10日及び11日は決算審査のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月11日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君）　お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月12日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの7日間と決定いたしました。

◎日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君）　日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　－登壇－

平成25年第5回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第4回遠軽町議会定例会以降における行政について報告いたします。

まず、任期中に、その方向性を決定することが私の公約の一つでありました文化センターの建設並びに老朽化した福祉センターの建てかえの是非についてであります。これまでも、途中経過等につきましては議会に報告させていただくとともに、広報等を通じ、町民の皆様にお知らせをしてきたところです。この間、文化センター等を考える会からの進言内容、庁舎内部の検討委員会における検討結果、建設に必要な財源である合併特例債の期間が5年間延長されたことによる財政推計等、各方面から検討を加えてまいりました。この結果、総合的に判断し、最終的に、老朽化した福祉センターの建てかえを基本とする方向で考えを固めたところです。なお、施設の位置、規模、建設時期等、具体的内容につきましては、今後、議会、関係諸団体等とも協議させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、平成25年8月20日に発生した暴風雨による被害状況についてであります。今回の暴風雨は遠軽地域に集中し、20日13時40分ごろから雷と激しい突風を伴った

《平成25年9月6日》

大雨となり、降ひょうも確認されました。1時間の雨量は観測史上最大の56ミリ、最大瞬間風速は14時に18.9メートルとなり、人命に係る重大な被害はありませんでしたが、道路の冠水や倒木、公共施設の損壊などの被害があったところです。現在、緊急性の高いものから災害復旧に着手しており、これらの関連予算を専決処分させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

次に、児童死亡に係る損害賠償請求事件についてであります。6月3日、札幌地方裁判所において、遠軽町に110万円の支払いを命じる判決が言い渡されましたが、原告はこの判決を不服とし、6月14日、札幌高等裁判所に控訴の提起がなされたところであり、第1回控訴審が9月26日に予定されております。今後、北海道及び北海道教育委員会、弁護士などと協議をしながら対応してまいります。

次に、農業関係であります。5月の異常な低温と日照不足により、農作業や農作物の生育に影響が出ましたが、6月以降の好天で順調に農作物の生育が回復し、小麦につきましては平年並みの収穫があったところです。しかしながら、これから収穫期を迎えるジャガイモ、カボチャ、テンサイ等につきましては、7月から8月初旬にかけての極端な雨量不足により生育不良となりましたが、8月中旬の降雨により、若干、回復してきておりますので、これ以上、農作物の生育に影響が出ないことを願うところです。なお、8月20日の暴風雨と降ひょうによる農作物被害については、カボチャ、シソ、デントコーンなど、12.3ヘクタール、約108万円と報告を受けております。

観光関係につきましては、7月14、15日に、本町、上川町及び東川町が共同で実行委員会を立ち上げ、大雪山系をフィールドとした、「MAMMUT CUP 第1回大雪山ウルトラトレイル」を開催したところです。本大会は5コースで開催され、全体で356人のエントリーがあり、中でも全長110キロメートルの最長コースは、1日目、本町の丸瀬布総合スポーツ公園をスタート、白滝の平山から天狗岳を走破し、白滝高原キャンプ場をゴールとし、2日目、上川町旭ヶ丘をスタート、愛山溪温泉からピウケナイ山を走破し、東川町忠別湖畔をゴールとするもので、127人がエントリーし、健脚を競ったところです。大会を通じて、大雪山系の自然の豊かさや美しい景観が参加者から全国に伝わり、今後、本大会がさらに発展することを望むところであり、大会を主催していただきました実行委員会の皆様、御協力いただきました関係機関の皆様に、深く感謝を申し上げるところです。

また、本大会を初めとして、町内の各地域でイベントや祭りが行われ、大いににぎわったところでありまして、特に、森林公園いこいの森で開催された、まるせっぷ観光まつりは大盛況であり、過去2番目の人出になったところです。

次に、環太平洋経済連携協定（TPP）につきましては、7月22日に北見市内で開催されたTPPから「地域」「暮らし」「いのち」を守るオホーツク総決起集会に参加し、正式に交渉参加へと進む政府に抗議し、TPP交渉から即時脱退を強く求めるとともに、今後も、道民、関係機関、団体が一丸となって、より強固にオホーツク地域の声を訴え、

《平成25年9月6日》

断固反対を貫くことを宣言するとともに、ＴＰＰ交渉反対の抗議行動を行ってまいりました。また、３１日には、オホーツク圏活性化期成会の要望活動において、地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて、十分な情報提供を行うよう、農林水産省、国会議員等に対し要望するとともに、農林水産業はもとより、食の安全、医療、公共事業等、国民に不利益が生じる場合には、交渉から即時撤退する等、慎重かつ適切な対応について要望を行ってまいりました。

次に、道路環境の整備についてであります。旭川紋別自動車道は、道央・道北圏域とオホーツク圏域の交流促進、物流の効率化、観光の活性化に資する社会基盤として、また、遠軽北見道路は、北海道横断自動車道と旭川紋別自動車道を相互に結ぶ、北海道の交通ネットワークを形成する極めて重要な路線として、早期の完成が望まれているところです。現在、丸瀬布瀬戸瀬間が、平成２８年度中の供用開始に向け整備が進められているとともに、瀬戸瀬豊里間及び遠軽北見道路について調査が進められており、７月２７日には、高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会、７月３０日には、遠軽北見道路整備促進期成会において、国土交通省、国会議員に対し、それぞれ事業促進の要望を行ってまいりました。

次に、防災についてであります。８月２５日には、平成２５年度遠軽町総合防災訓練を旧遠軽小学校を会場に実施いたしました。当日は、雨天のため、予定していた防災ヘリが運行できず、内容の一部変更もありましたが、避難勧告発令等の伝達方法の一つである携帯電話への緊急速報メールの配信、消防レスキュー隊による屋上からの救出、体育館に実際に避難所を開設するなど、新たな訓練を盛り込みました。また、多くの自治会の皆様が避難訓練を実施するなど、約１，０００人以上が参加し、実働的な訓練を実施することができました。今回の訓練により、関係機関の皆様との連携を確認するとともに、町民の皆様への防災に対する意識の高揚がさらに図られ、所期の目的を達成することができたものと考えるところであり、今後も、関係機関の皆様とともに、災害に強い町づくりを進めていくところです。

次に、自衛隊関係についてであります。新しい防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画につきましては、６月に、自由民主党から新防衛計画の大綱策定に係る提言、７月には、防衛省内の防衛力のあり方検討のための委員会による防衛力のあり方検討に関する中間報告が公表され、いずれも、我が国の防衛に果たす北海道の役割の重要性が認識されているものと受けとめており、これまでの関係団体との活動の成果があらわれたものと考えております。このため、８月２８日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会において、これらの提言等が年末に予定されている防衛計画の大綱の中に確実に組み込まれ、北海道における自衛隊の体制が強化されるよう、防衛省、国会議員及び関係機関に対し、強く要望してまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第１号平成２４年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全

化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告第2号平成24年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、8月20日に発生した暴風雨の被害の復旧に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成25年度遠軽町一般会計補正予算を定めることについて専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります青野賢二氏が平成25年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例の一部改正については、合併前の白滝村農業経営強化振興基金の償還期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、地域優良賃貸住宅やまなみ団地建設に伴う入居者の資格等、並びに、栄行団地及びふくろ団地駐車場の設置に伴う使用料を規定、及び、条文等を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第5号工事請負契約の締結については、平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越）について、議会の議決を求めるものです。

議案第6号工事請負契約の締結については、平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越）について、議会の議決を求めるものです。

議案第7号工事請負契約の変更契約の締結については、平成24年度東2線道路防雪工事（防雪柵）（繰越）について、議会の議決を求めるものです。

議案第8号平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第9号平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の主なものについて、御説明いたします。

《平成25年9月6日》

歳入については、地方交付税、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、紋別空港利用促進負担金の追加、デイサービスセンターひまわり配膳設備改修工事、子ども・子育て支援事業計画策定等調査業務委託料、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設運転等業務委託料、学田地区の農地保全対策工事、中体連全道大会及び吹奏楽コンクール出場等に係る学校行事負担金の追加に係る経費等を計上したところで

す。

議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般被保険者療養費保険者負担金の追加、退職被保険者等高額療養費に係る経費等を計上したところで

す。

議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護給付費負担金等の返還金を計上したところで

す。

認定第1号から認定第8号までについては、平成24年度遠軽町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算でありまして、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

なお、補正予算について追加提案したいと考えておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

なお、私ごとでございますが、さきの新聞報道で御承知のことと存じますが、後援会の了解を受け、次期町長選挙に立起することといたしておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、第5回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

◎日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成24年度遠軽町健全化判断比率について、日程第5 報告第2号平成24年度遠軽町資金不足比率についてを一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 報告第1号平成24年度遠軽町健全化判断比率について御説明いたします。

平成24年度遠軽町健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものであります。

《平成25年9月6日》

実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。なお、本町の実質赤字比率に係る早期健全化基準は13.23%、財政再生基準は20%であります。

連結実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。なお、本町の連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は18.23%、財政再生基準は30%であります。

実質公債費比率につきましては、12.4%であります。なお、本町の実質公債費比率に係る早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率につきましては、47.9%であります。なお、本町の将来負担比率に係る早期健全化基準は350%であります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第2号平成24年度遠軽町資金不足比率についてを御説明いたします。平成24年度遠軽町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

個別排水処理事業特別会計につきましては、資金不足はございません。なお、経営健全化基準は20%であります。

水道事業会計につきましては、資金不足はございません。なお、経営健全化基準は20%であります。

下水道事業会計につきましては、資金不足はございません。なお、経営健全化基準は20%であります。

次に、配付資料の赤番11、平成24年度遠軽町健全化判断比率及び特別会計資金不足比率審査意見書並びに配付資料の赤番13、平成24年度遠軽町企業会計資金不足比率審査意見書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました報告2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、報告第1号平成24年度遠軽町健全化判断比率についての質疑を行います。

高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） 済みません、勉強不足なので、ちょっと教えてほしいのですが、いろいろな基準のパーセンテージを、数字を報告されたのは非常にわかるのですが、だからどうなのだということ、そういう見解があれば。例えば、13.23%だから、遠軽町はいいのだとか悪いのだとか、何かそんなようなことがあると、よりわかりいいかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

《平成25年9月6日》

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 実質公債費比率と、その下の将来負担比率につきまして、比率が出ているのはこちらだけなのですけれども、現状は大変いい状況です。これは、やはり地方交付税が24年度から大幅にふえております。この影響によるものでございます。地方交付税も、24、25、26と、新しい費目で、若干多目に配当していただいておりますので、24、25、26については、財政担当としては非常にいい見込みでおります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、報告第1号の質疑を終わります。

以上で、報告第1号平成24年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第2号平成24年度遠軽町資金不足比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成24年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度遠軽町一般会計補正予算第3号につきまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第4号専決処分書について、御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、8月20日に発生しました暴風雨被害の復旧に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成25年8月20日付で専決処分を行ったものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,163万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13

《平成25年9月6日》

7億3,194万4,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に1,163万4,000円追加し、総額を6,977万8,000円としたものです。これによりまして、歳入合計137億2,031万円に1,163万4,000円追加し、総額を137億3,194万4,000円としたものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に1,163万4,000円追加し、総額を1,343万4,000円としたものです。これによりまして、歳出合計137億2,031万円に1,163万4,000円追加し、総額を歳入歳出同額の137億3,194万4,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1,163万4,000円につきましては、8月20日に発生しました暴風雨により、遠軽地域及び丸瀬布地域において、道路、河川などに被害が発生したため、被害の復旧に要する経費として追加したものであります。被害状況につきましては、配付資料の赤番3、平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）に関する資料の中で、被害箇所、処理状況等について記載してありますので、御参照願います。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1,163万4,000円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

《平成25年9月6日》

19款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 諮問第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員青野賢二氏が平成25年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原346番地11。氏名、青野賢二。生年月日、昭和20年6月12日であります。

青野賢二氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、諮問第1号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、諮問第1号の質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

《平成25年9月6日》

◎日程第 8 議案第 1 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 8 議案第 1 号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第 1 号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第 2 条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1 としまして、遠軽町表彰条例第 2 条第 1 号エに該当いたします自治功労でありまして、12 年以上、遠軽町教育委員会委員として勤続されております、遠軽町東町 2 丁目 2 番地 27、富永史朗様、12 年以上、遠軽町農業委員会委員として勤続されております、遠軽町見晴 24 番地 1、西塚滋様であります。

2 としまして、遠軽町表彰条例第 2 条第 1 号オに該当いたします自治功労でありまして、20 年以上、遠軽町交通安全指導員として勤続されております、遠軽町 2 条通北 8 丁目 1 番地 36、杉山敏文様、遠軽町南町 3 丁目 4 番地 275、瀧田信一様であります。

3 としまして、遠軽町表彰条例第 2 条第 4 号アに該当いたします消防功労でありまして、20 年以上、遠軽町消防団員として勤続されております、遠軽町栄野 43 番地、平吹守様、遠軽町大通南 4 丁目 4 番地 23、遠山正晴様、遠軽町生田原 494 番地、大柳清美様、遠軽町生田原 152 番地 3、大柳不二夫様、遠軽町大通南 4 丁目 3 番地 18、奥山睦規様、遠軽町丸瀬布東町 86 番地 2、佐竹利隆様、遠軽町白滝上支湧別 476 番地、箭内義正様、遠軽町若松 283 番地、阿部光浩様、遠軽町福路 1 丁目 2 番地 2、菅原肇様、遠軽町学田 1 丁目 5 番地 56、本田直人様であります。

以上、個人 14 件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 1 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 1 号の質疑を終わります。

これより、議案第 1 号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第2号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第2号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部改正につきまして、御説明いたします。

提案理由につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

別紙をお開き願います。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

北海道後期高齢者医療広域連合規約につきましては、現行の別表第2、備考2中の「及び外国人登録原票」を削るものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則としまして、1、この規約は、地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行する。2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以降の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

これより、議案第2号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第3号合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

提出者の説明を求めます。

加藤白滝総合支所産業課長。

○白滝総合支所産業課長（加藤雅史君） 議案第3号合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例の一部改正について御説明いたします。

合併前の白滝村農業経営強化振興基金の償還期間を延長するため、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

別紙をお開き願います。

合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例の一部を改正する条例。

合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例（平成17年遠軽町条例第53号）の一部を、次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料の、合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例附則第2項の規定は、平成25年11月30日までの間は、なお、その効果を有するとなっておりますが、平成35年3月31日に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

これより、議案第3号合併前の白滝村農業経営強化振興基金条例を廃止する条例の経過措置に関する経過措置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第4号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成25年9月6日》

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第4号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

地域優良賃貸住宅、丸瀬布地域やまなみ団地建設に伴う入居者の資格等並びに生田原地域栄行団地及び遠軽地域ふくろ団地駐車場の設置に伴う使用料を規定、及び、条文等を整備するため、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を、次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、遠軽町町営住宅管理条例新旧対照表によりまして御説明いたします。

目次。

第6章、特定公共賃貸住宅の管理を「特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の管理」に改めるものです。

第1条、趣旨は、地域優良賃貸住宅制度要綱を加え、文言を整理するものでございます。

第2条、用語の定義は、第1号中、特定公共賃貸住宅の次に「、地域優良賃貸住宅」を加え、同条中、第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に第6号として地域優良賃貸住宅の定義を加えるものです。

第14条、入居の承継に、第1項中「、施行規則第11条で定めるところにより」を削り、同条第2項を「町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしなければならない。」に改め、入居の承継をできない場合の4号を加え、第1号、入居者と同居していた期間が1年に満たない場合、第2号、収入が令第9条に規定する金額を超える場合、第3号、法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するもの、第4号、承認を得ようとする者または同居している親族が暴力団員である場合とするものです。

第59条、家賃の変更中、「旧公営住宅法第13条第1項の規定により第58条第1項の」を削り、同条第2号中、「公営住宅又は改良住宅」を「町営住宅」に改め、同条第3号中、「改良を施した」の次に、「ことに伴い家賃を変更する必要があると認める」を加えるものでございます。

次に、「第6章、特定公共賃貸住宅の管理」を、「第6章、特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の管理」に改めるものです。

第61条見出し及び第61条中、特定公共賃貸住宅の次に「及び地域優良賃貸住宅」を加えるものです。

第62条の見出し中、「入居者」を「特定公共賃貸住宅の入居者」に改め、同条第1項第1号を「同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

《平成25年9月6日》

ある者その他婚姻の予約者を含む。)がないこと。」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下『特定優良賃貸住宅施行規則』という。）」を、「特定優良賃貸住宅施行規則」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中、「及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族」を削り、同号を同項第5号とするものです。

第62条の次に、次の1条を加えるもので、第62条の2、地域優良賃貸住宅の入居者の資格、地域優良賃貸住宅に入居しようとする者は、次の要件を満たす者でなければならないとして、第1号は、現に同居し、又は同居しようとする親族があること、第2号は、地域優良賃貸住宅制度要綱第5条の資格を満たすこと、ただし、同条第4号に該当する所得が見込める者に限ること、第3号は、現に住宅に困窮していること、第4号は、市町村税及び使用料の滞納がないこと、第5号は、その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないことを、それぞれ定めるものです。

第2項、同居親族がいない入居者の居住の用に供する地域優良賃貸住宅に入居しようとする者については、前項第1号は適用しない。

第3項、町長は、地域優良賃貸住宅の供給の目的に応じ必要があると認めるときは、第1項各号以外の入居者の満たすべき要件を定めることができると定めるものです。

第63条、家賃の決定第1項中、「特定優良賃貸住宅法第13条に規定する算出方法により算出した額の範囲内において」を削り、同条第2項を高額所得及び不正入居などによる明渡請求の家賃精算について改めるものです。

第64条、家賃の変更中、「、必要と認めるとき」を削り、同条第2号中、「公営住宅又は改良住宅並びに特定公共賃貸住宅」を「町営住宅」に改め、同条第3号中、特定公共賃貸住宅の次に、「又は地域優良賃貸住宅」を加え、「改良（建替えを含む。）を施した」を「改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認める」に改めるものです。

第65条、住宅の明渡請求第1項を公営住宅の規定準用とするため改め、同条第2項中、「町長は、」を削り、特定公共賃貸住宅の次に、「又は地域優良賃貸住宅」を加え、「入居者」を「、入居者」に、「から明渡し日」を「の翌日から明渡しを行う日」に改めるものです。

第66条、管理に関する規定の準用は、特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の管理に関する規定の準用について、借り上げ工事及び公営住宅の入居者収入に関する事項を改めるものでございます。

第69条第2項、家賃の決定は、寡婦住宅について、高額所得及び不正入居など、地域優良賃貸住宅にあわせ、明渡請求の家賃、精算について改めるものです。

第70条、家賃の変更中、「、必要と認めるときは、家賃」を「は、家賃」に改め、同条第2号中、「公営住宅又は改良住宅並びに特定公共賃貸住宅との」を「町営住宅相互の

間における」に改め、同条第3号中、「改良（建替えを含む。）を施した」を「改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認める」に改めるものです。

第72条、管理に関する規定の準用は、特定公共賃貸住宅または地域優良賃貸住宅の管理に関する規定の準用に合わせ、借り上げ工事及び公営住宅の入居者収入に関する事項を改めるものです。

第80条第3号、駐車場使用料の変更中、「改良を施した」の次に、「ことに伴い駐車場使用料を変更する必要があると認める」を加えるものです。

次に、別表第1（第63条関係）は、家賃でありまして、それぞれの団地の月額家賃の次の欄に間取りを加え、名称、コーポ白樺の次に、やまなみ団地、建設年度は平成25年度、所在地は遠軽町丸瀬布新町、月額料金を、1LDK3万4,200円、2LDK4万1,300円を加え、改めるものです。

別表第3（第79条関係）は駐車場使用料でありまして、初めに、名称、栄行団地駐車場、所在地、遠軽町生田原安国、駐車場使用料1,000円を加え、学校通団地駐車場の次に、名称、ふくろ団地駐車場、所在地、遠軽町福路2丁目、駐車場使用料1,300円を加え、改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成25年10月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第5号工事請負契約の締結について（平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第5号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

《平成25年9月6日》

契約の目的は、平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越）であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額5,827万5,000円であります。契約の相手方は、紋別郡湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組代表取締役渡辺博行であります。

この工事につきましては、8月21日、株式会社管野組外7社により指名競争入札を行い、株式会社渡辺組が5,827万5,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表2枚目の表、34番に記載しておりますので、御参照願います。

株式会社渡辺組とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年11月29日の完成を予定しているところであります。

本議案の工事概要につきましては、所管課から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 次のページ、参考資料をごらん願います。

工事内容について御説明いたします。

工事名は、平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越）であります。全体延長567.10メートルのうち、既に発注されているその1の工事終点を本工事の起点とし、中央幹線排水路までの206.05メートルの区間を、径1,650ミリメートルのコンクリート管とマンホール1カ所及び分水工1カ所により接続させるものであります。この区間の完成により、分水工の完成となります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

これより、議案第5号工事請負契約の締結について（平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その2（繰越））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第6号工事請負契約の締結について（平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越））を議題といたします。

《平成25年9月6日》

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第6号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越）であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額5,877万9,000円であります。契約の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組代表取締役社長管野伸一であります。

この工事につきましては、8月21日、株式会社管野組外5社により指名競争入札を行い、株式会社管野組が5,877万9,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表2枚目の表、35番に記載しておりますので、御参照願います。

株式会社管野組とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成26年3月20日の完成を予定しているところであります。

本議案の工事概要につきましては、所管課から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） それでは、平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越）、これの概要について御説明申し上げます。

次のページ、添付資料、配置図、平面図等をごらん願いたいと思います。

設置場所につきましては、丸瀬布地域やまびこ温泉本館裏側に新たに施設を整備して、既存建物機械室の配管につなぎ込むものです。

建物につきましては、チップボイラーの導入に伴うボイラー室と燃料となるチップを保管するためのサイロを含め、鉄骨づくり平屋建ての施設面積58平米としております。チップボイラーにつきましては、定格出力350キロワットとしておりまして、チップサイロの容量につきましては、貯蔵量42立米としております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

これより、議案第6号工事請負契約の締結について（平成24年度交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事（繰越））を採決いたします。

《平成25年9月6日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第7号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長(岩山靖彦君) 議案第7号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

使用材料の変更による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24年度東2線道路防雪工事(防雪柵)(繰越)であります。契約金額は、変更前7,833万円、変更後7,735万3,500円であります。契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設代表取締役後藤哲也であります。

この工事につきましては、平成25年6月13日、議決をいただき、同日、契約を締結し、6月14日から着工、平成25年11月20日の完成を予定しているところであります。路盤の使用材料、コンクリート再生材の確保ができないことから、切り込み砂利に変更したことにより減額となり、契約金額7,833万円を7,735万3,500円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、議案第7号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

これより、議案第7号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程第15 議案第8号及び日程第16 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第8号平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第16 議案第9号平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第8号平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを説明いたします。

平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金2,543万9,119円のうち、2,000万円を減債積立金として処分することいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第9号平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを説明いたします。

平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金4,341万9,633円のうち、3,000万円を減債積立金として処分することいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

議案第8号平成24年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決い

たします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成24年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号から日程第19 議案第12号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第17 議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)、日程第18 議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第19 議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長(鈴木光男君) 議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,507万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億8,702万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に3,626万1,000円追加し、総額を71億3,626万1,000円とするものです。

12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金に49万2,000円追加し、総額を1億5,442万3,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に357万1,000円追加し、総額を6億1,225万8,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に594万5,000円追加し、総額を66

《平成25年9月6日》

0万5,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に3,725万4,000円追加し、総額を1億703万2,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に835万4,000円追加し、総額を2億1,460万3,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債を3,680万円減額し、総額を15億2,100万円とするものです。

これによりまして、歳入合計137億3,194万4,000円に5,507万7,000円追加し、総額を137億8,702万1,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1,222万8,000円追加し、総額を30億2,406万1,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1,063万5,000円追加、2項児童福祉費に225万7,000円追加し、総額を26億3,513万7,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に83万4,000円追加、2項清掃費に1,464万7,000円追加し、総額を12億4,213万6,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に1,000万円追加、2項林業費に252万4,000円追加し、総額を3億4,136万7,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に195万2,000円追加し、総額を10億4,574万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計137億3,194万4,000円に5,507万7,000円追加し、総額を歳入歳出同額の137億8,702万1,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

限度額の変更でありまして、臨時財政対策債は、額の確定により、限度額6億3,000万円を5億9,320万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

なお、27ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

9ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費164万9,000円につきましては、農政林務課職員の休職に伴う嘱託職員1名の追加と、ふるさと寄附金に対する

《平成25年9月6日》

謝礼用特産品の購入であります。嘱託職員報酬と報酬職分社会保険料は、嘱託職員1名、8月から明年3月までの8カ月分に係る費用です。表彰等記念品41万3,000円は、ふるさと寄附金への謝礼用特産品104件分で、ことし4月から、特産品を贈呈する金額を、これまでの5万円以上から5,000円以上に引き下げたことや、インターネットのポータルサイトを活用したことなどもあって、寄附件数が大幅に増加しており、これに伴う追加であります。

6目企画費、大会誘致事業43万円につきましては、各種大会等誘致事業補助金の追加で、第51回全道サイクリング大会に40万円、第16回丸瀬布ミニバレー協会長杯に3万円の補助で、遠軽町各種大会等誘致事業補助金交付要綱に基づき補助するものであります。

8目交通対策費、紋別空港利用対策事業250万円につきましては、紋別空港利用促進負担金で、住民旅行への片道5,000円、往復1万円の運賃補助です。当初、年間400席を見込んでいましたが、利用者が大幅に増加しており、最終的に900席が見込まれることから、500席分についての追加であります。

14目諸費、過誤納還付170万4,000円につきましては、税外過誤納還付金の追加であり、平成24年度障がい者自立支援事業の精算による国、道負担金の返還であります。

15目基金運営費、基金運営事業594万5,000円につきましては、指定寄附金10件553万円、ふるさと納税寄附金33件41万5,000円による、まちづくり振興基金積立金の追加であります。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者総合支援事業16万円につきましては、地域活動支援センター運営負担金の追加であり、とんでんに係る平成24年度負担金確定による精算負担金であります。

5目社会福祉施設費、1、保健福祉総合センター管理事業82万7,000円につきましては、げんき21に併設するデイサービスセンターのびやかなの調理機器であります電気スチームコンベクションオーブンが老朽化により故障したため、更新するものであります。2、高齢者生活福祉施設管理事業87万2,000円につきましては、白滝高齢者総合生活福祉センターほのぼのの機械設備中央監視盤が、8月8日に発生した雷と推定される影響により故障したため、監視盤のタッチパネル、プリント基板、バッテリー等の交換を行うものであります。3、デイサービスセンターひまわり管理事業877万6,000円につきましては、デイサービスセンターひまわりの給食を提供している花の苑が、明年2月に移転するのに伴い、食堂の改修工事を行うものです。デイサービスセンターひまわり配膳設備改修工事848万4,000円は、配膳機器の設置及び電気、給排水等の改修、備品購入費29万2,000円は、テーブル、ワゴン等の購入であります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業225万7,000円に

つきましては、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法は、平成27年度からの実施を予定していますが、この中で、子ども・子育て支援事業計画の策定を義務化しております。これに伴い、事業計画の策定に必要なニーズ調査を、就学前の児童を持つ800世帯を対象に実施するものであります。消耗品3,000円は事務用品、印刷製本費1万1,000円は調査票の返信用封筒印刷代、通信運搬費18万5,000円は郵便料、子ども・子育て支援事業計画策定等調査業務委託料205万8,000円は、担当課で回収するニーズ調査の集計、分析、報告書作成であります。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、環境衛生一般経費83万4,000円につきましては、飲料水確保事業補助金で、生田原、安国地区に居住する住民より、井戸水の水質が悪化したため、新たにボーリングを行い飲料水の確保を図りたいとの要望があり補助するもので、内訳は、ボーリング事業に75万円、滅菌器設置に8万4,000円であります。

2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業1,464万7,000円につきましては、旭野一般廃棄物最終処分場の中間処理施設が11月から運転を開始することに伴う経費でありまして、光熱水費51万4,000円は、中間処理施設の稼働に係る電気料の追加、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設運転等業務委託料1,413万3,000円は、圧縮、梱包業務に係る機械、資材一式と、技術員2名分で、11月から3月までの5カ月間の業務委託であります。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、小規模土地改良事業1,000万円につきましては、農地保全対策工事で、道補助金の交付決定により学田4丁目地区の排水整備を行うものです。財源は、道支出金340万円であります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

2項林業費1目林業振興費、1、民有林振興対策事業178万円につきましては、民有林振興対策事業補助金で、間伐事業補助金の追加であります。2、森林整備担い手対策事業5万円につきましては、森林整備担い手対策事業負担金で、事業所からの加入申請の増による追加であります。

2目林業施設費、国産材需要開発センター木楽館管理事業69万4,000円につきましては、木楽館の自動ドアをつり下げているユニットが経年により劣化し、開閉に支障があることから修繕を行うものです。また、同館で使用している木材加工用のチェーンソーが経年により劣化し、修繕での対応が困難なことから、新たに購入するものです。修繕料57万8,000円は、玄関2カ所のドア駆動装置等の交換、備品購入費11万6,000円は、チェーンソー1台の購入であります。

7款商工費1項商工費4目観光費は、財源の振りかえです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費195万2,000円につきましては、学校行事負担金でありまして、中体連全道大会に遠軽中学校、南中学校、丸瀬布中学校の3校より4種目に24名が出場、また、北海道吹奏楽コンクールに、

《平成25年9月6日》

南小学校 24 名、遠軽中学校 37 名、南中学校 26 名が参加、これらに伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

2、歳入。

10 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 3,626 万 1,000 円につきましては、普通交付税の追加であります。

12 款分担金及び負担金 2 項負担金 1 目民生費負担金 49 万 2,000 円につきましては、地域活動支援センター 2 町負担金で、「さわやか」に係る平成 24 年度負担金確定による精算分の追加であります。

15 款道支出金 2 項道補助金 2 目民生費道補助金 17 万 1,000 円につきましては、地域づくり総合交付金で、障がい発達支援事業の補助金内示による追加であります。

5 目農林水産業費道補助金 340 万円につきましては、地域づくり総合交付金で、小規模土地改良事業に係る補助金であります。

17 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 553 万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、東京都、大橋清様から 10 万円、北見市、植村之彦様から 10 万円、社会福祉振興資金として、大通北 5 丁目、三浦和子様から 2 万円、東町 2 丁目、富永史朗様から 10 万円、南町 3 丁目、長岡敏光様から 3 万円、生田原、熊沢富蔵様から 5 万円、スポーツ振興資金として遠軽ソフトボール協会様から 2 万円、救急車購入資金として、匿名希望者様から 500 万円、がん予防対策資金として、匿名希望者様から 10 万円、白滝埋蔵文化財センター活動費として、匿名希望者様から 1 万円。

次に、3 目ふるさと納税寄附金 41 万 5,000 円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、京都市、川嶋好仁様から 10 万円、東京都、荻原由利子様から 1 万円、東京都、崎原大輔様から 5,000 円、東京都、小山幸治様から 5,000 円、岡山市、宮田貴志様から 5,000 円、匿名希望者様 20 名から 15 万円、遠軽町青少年健全育成資金として、東京都、岩田人美様から 1 万円、観光振興資金として、東京都、富野友里恵様から 5,000 円、遠軽町山林保護資金として、匿名希望者様から 10 万円、遠軽町自然環境保護資金として、匿名希望者様 4 名から 2 万円、遠軽町教育振興資金として、匿名希望者様から 5,000 円、以上、寄附金がありましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところです。

19 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 3,725 万 4,000 円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

20 款諸収入 5 項雑入 5 目過年度収入 760 万 2,000 円につきましては、平成 24 年度障がい者自立支援事業の精算による国、道負担金の納付であります。

6 目雑入 75 万 2,000 円につきましては、1、地域づくり研修会開催支援金でありまして、花のまちづくりセミナー事業への支援金が 29 万 6,000 円。2、地域観光振

《平成 25 年 9 月 6 日》

興事業助成金として、豊里観光案内板更新工事への助成金が45万6,000円であります。いずれも、当初予算に計上した事業に対し、交付決定されたものであります。

21款町債1項町債8目臨時財政対策債3,680万円の減額につきましては、額の確定によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） お手元にお配りいたしました赤番4、平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）に関する資料に基づき、デイサービスセンターひまわり配膳設備改修工事について御説明させていただきます。

資料1ページが、デイサービスセンターひまわり配膳設備改修工事の平面図です。図面左が施設平面図で、太線内斜線で示した部分が改修範囲を示しております。図面右は、工事箇所の詳細平面図です。

現在、デイサービスセンターひまわりでは、併設する特別養護老人ホーム花の苑で調理されたものを利用者の昼食として提供しておりますが、特別養護老人ホーム花の苑の移転改築後は、デイサービスセンターひまわり内に調理設備がないため、昼食を用意し、利用者に提供する設備が必要となりました。改築後の特別養護老人ホーム花の苑は、加熱調理した食品を短時間に急速冷凍して冷蔵保存しておき、提供時に再加熱して入居者に提供するクックチルと言われる方式を採用することから、デイサービスセンターひまわりも、花の苑移転改築後は、花の苑施設内で調理の後、冷蔵した食品を運搬してきて、デイサービス内で解凍・加熱を行い、提供するよう計画したものでありまして、この方法に対応した配膳設備改修工事及び備品購入を行うものであります。

施設平面図の太線内斜線で示した食堂を改修するものでありまして、詳細平面図に記載のとおり、スチームコンベクションオーブン、IHコンロ、冷凍庫、冷蔵庫、食器洗浄機、食器消毒保管器の据えつけを行うとともに、現在の流し台を撤去し、手洗い器、1槽ソイルドテーブル、これは流し台であります。これらの設置、それらに附随した電気配線、給排水工事等の配膳設備工事を実施するものです。あわせて、テーブルワゴン2台、炊飯ジャー1台の備品を購入するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 資料の2ページをお開き願います。

小規模土地改良事業で実施する学田地区農地保全対策工事の位置及び内容について御説明いたします。

工事位置であります。図面中央部分で、遠軽市街地より北へ3.5キロメートルの学田地区であります。旧名寄線沿いに流れる排水路でありまして、社名淵川の合流部より上流の区間であります。農地に接する排水路が、大雨及び流雪のたびに、のり面の浸食を繰り返しているため、排水整備を行うものであります。

《平成25年9月6日》

工事内容は、排水整備で、延長50メートル、かごマットによる整備であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,842万3,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、182万3,000円追加し、総額を5億6,572万4,000円とするものであります。

4款療養給付費交付金につきましては、1項療養給付費交付金に321万6,000円追加し、総額を6,474万8,000円とするものであります。

6款道支出金につきましては、40万円追加し、総額を1億4,590万7,000円とするものであります。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に223万3,000円追加し、総額を223万4,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計26億7,075万1,000円に767万2,000円追加し、総額を26億7,842万3,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費に570万2,000円追加、2項高額療養費に302万5,000円追加し、総額を18億5,765万7,000円とするものであります。

3款後期高齢者支援金等につきましては、1項後期高齢者支援金等を117万6,000円減額し、総額を2億9,460万円とするものであります。

4款前期高齢者納付金等につきましては、1項前期高齢者納付金等に12万1,000円追加し、総額を29万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計26億7,075万1,000円に767万2,000円追加し、総額を歳入歳出同額の26億7,842万3,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

《平成25年9月6日》

歳出。

2款保険給付費1項療養諸費3目一般被保険者療養費、一般被保険者療養費551万1,000円につきましては、町内に整骨院が開院したことなどに伴い、療養給付費の増加により、予算に不足が見込まれるための追加であります。

同じく、2款1項4目退職被保険者等療養費、退職被保険者等療養費19万1,000円につきましては、3目と同じ理由によります療養給付費の増加により、予算に不足が見込まれるための追加であります。

同じく、2款2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費、退職被保険者等高額療養費302万5,000円につきましては、1項と同じ理由によります療養給付費の増加により、予算に不足が見込まれるための追加であります。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者等支援金等1目後期高齢者支援金、後期高齢者支援金117万9,000円につきましては、算定比率の変更に伴う減額であります。

同じく、3款1項2目後期高齢者関係事務費拠出金、後期高齢者関係事務費拠出金3,000円につきましては、算定比率の変更に伴う追加であります。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金、前期高齢者納付金11万8,000円につきましては、算定比率の変更に伴う追加であります。

同じく、4款1項2目前期高齢者関係事務費拠出金、前期高齢者関係事務費拠出金3,000円につきましては、算定比率の変更に伴う追加であります。

戻りまして、6ページをお開き願います。

次に、2、歳入について御説明いたします。

歳入。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金142万3,000円は、療養給付費及び前期高齢者納付金の追加と、後期高齢者支援金の減額であります。

同じく、3款2項国庫補助金1目財政調整交付金40万円は、普通及び特別調整交付金の追加であります。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金321万6,000円は、療養給付費交付金の追加であります。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金40万円は、普通及び特別調整交付金の追加であります。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金223万3,000円は、前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ797万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出15億1,149万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に797万2,000円追加し、総額を797万3,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計15億352万7,000円に797万2,000円追加し、総額を15億1,149万9,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付金加算金に797万2,000円追加し、総額を817万2,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計15億352万7,000円に797万2,000円追加し、総額を15億1,149万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、償還金797万2,000円につきましては、平成24年度介護給付費等の確定による介護給付費負担金等返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金797万2,000円につきましては、平成24年度介護給付費等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

《平成25年9月6日》

荒井議員。

○13番(荒井範明君) 総務費の表彰と記念品についてお伺いをいたしますけれども、前のページの歳入にもかかわってきますので、その辺、ちょっと入るかもしれませんので、御承知おきをいただきたいと思いますが、このふるさと記念品ですけれども、現在は、遠軽町に地方の方からふるさと納税があったときに、5,000円以上、1万円以上、10万円以上という3段階で、お礼の品を渡すようになっておりますけれども、それで、たまたま、インターネットでその辺を見ていますと、全国220以上の自治体を調べた方がいまして、ランクをつけているのですよね。1位は兵庫県の香美町、香る美しい町と書く香美町というところなのですが、その記念品が、ズワイガニ、干物3種セット、魚ですけれども、但馬牛、コシヒカリ、但馬牛の加工品、ハンバーグなどでありまして、これらの5種類の中からチョイスする、選ぶということになっているのですよ。一方、遠軽町の記念品を見ると、記念品がどうかで納税するという方もいますので、ちょっとインパクトに欠けるのですね。それで、先日も総務課長のところに電話をして話をしたのですけれども、私の知り合いが横浜にしまして、そういうことをずっと調べているのですね。それで、現在、国に対しても、横浜市に対しても、多額の納税をしているのですよ。それで、奥さんがこの辺の出身なものですから、春の遠軽高校の活躍もありますので、ぜひ寄附したいということなのですけれども、いまいち、おもしろみに欠けるということなのですよ。それで、あなたがそういう立場にいるのなら、そういう立場というのは議員なのですけれども、町のほうに言って、もうちょっと遊び心をくすぐるような考えがあってもいいのではないかと、ぜひ言ってくれというふうに言われたので、今、考え方を聞きたいのですが、もうちょっと、例えば遠軽ですと、クマの缶詰、シカの缶詰に始まって、ワインとかソーセージとか煎餅とか、いろいろありますので、職員の方が考えるのも結構ですけれども、若い人に、例えば青年の集まり、青年会ですとか、そういった人たちに、もう少し遊び心をくすぐるような記念品を考えられないかと振ってみたいかがでしようか。どうでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 寒河江総務課長。

○総務課長(寒河江陽一君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議員にも先ほど言われましたように、電話でお話をいただいたのですけれども、まず、今の3種類の制度につきましては、平成25年度から開始をしたということがございまして、まず、今回の基本的な考え方は、例年、少額の寄附金が多いところに焦点を当てさせていただきまして、ちょっと、そこを中心にして、特産品を今回は考えさせていただきました。現在のところ、やはり少額の方が多く、ふるさと寄附金をされておまして、例年ですと、年間10件程度の寄附者なのですけれども、現在のところ、既に40件を超えるという状況になってございます。今、議員おっしゃるように、遊び心も含めた特産品の考えはどうなのかという御質問でございまして、今年度、こういうスタイルで始めたということでもございまして、まだ中間の時期でもございまして、来年度以降、

《平成25年9月6日》

どういふふうにしていくのかということになるかというふうに思いますので、その検討の段階で、議員の御意見も参考にさせていただきながら、町の方の御意見も聞く必要があるという判断をするのであれば、そういう方向も考えながら、今後、検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、11ページから14ページ。

山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 民生費の社会福祉施設費についてお伺いします。

デイサービスセンターひまわりの管理事業、配膳改修工事、備品購入費ということで、この範囲をちょっとお聞きしたいのだけれども、調理する施設がないから、新しいところから持ってきて、ここで温めて提供するというのはわかるのですが、ここまでの範囲なのか、当然、そこから持ってくる移動方法とかありますよね、車とか、人とか、そこら辺のことはどこまで考えているのかお聞きしたい。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御質問の関係でございますが、今回につきましては、町のほうで設置しておりますデイサービスの施設を改修するというような形で、町のほうの基本的なことを考えております。それ以外、始まったときの運搬方法につきましては、花の苑の本体のほうから冷蔵したものを運ぶということで、特別な冷凍車だとか、そういうような設備を持った車は、今のところ必要ないというふう聞いておりますので、ある程度、冷蔵したものが溶けないような入れ物等を、乗用車なりで、既存の車の中で運ぶというような計画で考えているところでございます。その点につきましては、運営する法人のほうで、ある程度計画をしながら、今後、詰めていくというような形になると思います。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 14ページ、子ども・子育て支援事業の部分の支援事業計画策定調査業務委託料205万8,000円なのですが、この部分に関しては、調査業務委託、どの程度、どういったものをお考えられているのかお教えいただきたいなというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 菊地保育課長。

○保育課長（菊地 隆君） このニーズ調査に関しましては、ニーズ調査自体の印刷、発送、返信等は保育課で行いまして、その後の戻ってきた調査票の集計、分析、報告書作成等を考えております。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 過去に、いろいろな委員会場で申し上げてきたことなのですが、205万円という数字が大きい小さいかは別にして、こういった業務を、やはり役場、要するに外注するのではなくて、こういったものこそ役場の内部でその結果を

分析して、議論をして、どういうことだったのかということ結論づけていくということが、私は必要だと思うのです。

現実問題として、今、保育課長が答弁していただきましたけれども、保育課、2人しかいないところの中で、それをやれというのは、なかなか、現実、今回の件に関しては厳しいのかなという気がしますけれども、以前から、安易に委託をするのはいかがなものかというお話は、私は相当前から委員会等でお話をさせていただいているはずで、その辺を踏まえて、これが、例えば役場の内部でそういう検討委員会ですとか、若手、中堅を軸にして、そういうものを分析させるプロジェクトチームをつくるだとか、そういった動きにはならないのでしょうか。今回の件も含めて、いろいろな部分で。いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今、杉本議員のほうから御質問ですけれども、当然、できるものは職員でやっております、当然、行革のアンケートですね。プロジェクトチームをつくって、どうの云々という部分につきましては、その案件案件によって、できるものについては今後もやっていくという部分の中で、今回は委託ということで予算を計上させていただいたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4款衛生費、15ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、19ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、23ページから24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、25ページから26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 12款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成25年9月6日》

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 19款繰越金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21款町債、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款後期高齢者支援金等、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款前期高齢者納付金等、4ページから15ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款道支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 認定第1号から日程第27 認定第8号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第20 認定第1号平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第2号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第3号平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第4号平成24年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第5号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第6号平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第7号平成24年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第27 認定第8号平成24年度

《平成25年9月6日》

遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

小野寺会計管理者。

○会計管理者（小野寺 健君） 平成24年度遠軽町一般会計特別会計決算について御説明させていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度遠軽町各会計ごとの決算認定につきまして、認定第1号平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、6会計の決算概要について説明いたします。

説明資料は、お手元の赤番5、6、8、9及び10番でございます。赤番5は、一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書です。続いて、赤番6は、歳入歳出決算概要説明書です。赤番8は、地方自治法の規定に基づく主要な施策の成果説明書です。赤番9は、同じく地方自治法の規定に基づく監査委員の歳入歳出決算審査意見書です。赤番10は、同じく地方自治法の規定に基づく監査委員の基金運用状況審査意見書です。

それでは、認定第1号平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

赤番5、歳入歳出決算書をごらんください。

決算書の1ページから4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。4ページの左側、収入済額の歳入合計は152億2,982万6,394円です。右に移りまして、不納欠損額の合計は188万87円です。なお、不納欠損額の内訳は、決算概要説明書、7、不納欠損額調べをごらん願います。

次に、収入未済額の合計は2億978万3,361円で、内訳は、決算概要説明書、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調べをごらん願います。

次に、5ページから8ページは歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

8ページの左側、支出済額の歳出合計は149億1,922万8,157円です。

右に移りまして、翌年度繰越額の合計は7億4,366万1,000円で、不用額の合計は2億4,947万2,843円です。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は3億1,059万8,237円で、そのうち1億800万円を、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものです。

次に、歳入歳出決算事項別明細については省略させていただきますが、歳入は9ページから42ページまで、歳出につきましては、43ページから198ページまで、各節ごとに記載をしておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、199ページをお開き願います。

《平成25年9月6日》

5、実質収支額は2億1,503万2,000円です。6、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額は1億800万円で、財政調整基金に繰り入れをしております。

続きまして、認定第2号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

200ページをお開き願います。200ページ及び201ページは、歳入に係る決算額です。201ページの左側、収入済額の合計は25億8,935万1,318円です。不納欠損額の合計は、460万5,895円です。なお、不納欠損額の内訳は、決算概要説明書の不納欠損額調べをごらん願います。

次に、収入未済額の合計は1億2,008万9,218円で、内訳は、決算概要説明書、町税等収入未済額比較表及び収入未済額調べをごらん願います。

202ページをお開き願います。202ページ及び203ページは、歳出に係る決算額です。203ページの左側、支出済額の合計は25億1,287万8,580円です。翌年度繰越額の合計は、ゼロ円です。不用額の合計は、7,341万1,420円です。

202ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、7,647万2,738円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳入は204ページから211ページまで、歳出につきましては212ページから223ページまで、各節ごとに記載しておりますので、詳細説明は省略をさせていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、224ページをお開き願います。224ページの実質収支額は7,647万2,000円です。

続きまして、認定第3号平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

225ページをお開き願います。225ページ及び226ページは歳入に係る決算額で、226ページの収入済額合計は2億8,454万6,421円です。不納欠損額の合計は、ゼロ円です。収入未済額の合計は、59万1,992円で、内訳は、決算概要説明書、町税等収入未済額比較表、収入未済額調べをごらん願います。

227ページをお開き願います。227ページ、228ページは、歳出に係る決算額です。228ページの支出済額の合計は、2億8,373万6,848円です。翌年度繰越額の合計は、ゼロ円です。不用額の合計は、177万4,152円です。

227ページ、欄外に記載の歳入歳出の差引残額は、80万9,573円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳入は229ページ及び230ページ、歳出につきましては231ページ及び232ページで、各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきましては、233ページをお開き願います。実質収支につきましては、80万9,000円となっております。

続きまして、認定第4号平成24年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算書について

説明をいたします。

234ページをお開き願います。234ページ、235ページは、歳入に係る決算額です。235ページ、収入済額の合計は、14億6,987万4,397円です。不納欠損額の合計は、22万2,400円です。なお、不納欠損額の内訳は、決算概要説明書、不納欠損額調べをごらんいただきます。

収入未済額の合計は、334万9,610円で、内訳は決算概要説明書、町税等収入未済額比較表及び収入未済額調べをごらん願います。

236ページをお開き願います。236ページ及び237ページは、歳出に係る決算額です。237ページの支出済額の合計は14億4,554万826円です。翌年度繰越額の合計は、ゼロ円です。不用額の合計は、2,296万7,174円です。

236ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、2,433万3,571円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳入は238ページから241ページまで、歳出につきましては242ページから249ページまで、各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、250ページをお開き願います。実質収支額は、2,433万3,000円でございます。

続きまして、認定第5号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

251ページをお開き願います。251ページ、252ページは、歳入に係る決算額です。252ページ収入済額の合計は、537万1,683円です。不納欠損額の合計及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円です。

253ページをお開き願います。253ページ、254ページは、歳出に係る決算額です。254ページの支出済額の合計は500万9,936円です。翌年度繰越額の合計は、ゼロ円、不用額の合計は、41万64円です。253ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、36万1,747円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳入は、255ページ及び256ページ、歳出につきましては257ページ及び258ページで、各節ごとに記載をしております。詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、259ページをお開き願います。

実質収支額は36万1,000円です。

続きまして、認定第6号平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

260ページをお開き願います。260ページ及び261ページは、歳入に係る決算額です。261ページの収入済額の合計は852万3,715円です。

不納欠損額の合計及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円です。

262ページをお開き願います。262ページ、263ページは、歳出に係る決算額、

《平成25年9月6日》

263ページの支出済額の合計は852万3,715円です。

翌年度繰越額の合計は、ゼロ円です。不用額の合計は、21万285円です。262ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、ゼロ円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳入は264ページ及び265ページ、歳出につきましては、266ページ及び267ページに、各節ごとに記載をしております。詳細説明は省略をさせていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、268ページをお開き願います。

実質収支額はゼロ円でございます。

次に、269ページ以降は財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載をしております。説明は省略をさせていただきます。

次に、赤番6番の一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページをお開きください。1ページ及び2ページは、会計別決算額総括表です。

1ページ上段、一般会計の歳入の予算額（A）及び2ページ、同じく歳出の予算額（C）は、平成23年度繰越明許の額9,530万円を含むものです。

同じく1ページの、一般会計歳入の差額（B-A）は、平成24年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額6億4,809万5,000円を含むものです。

2ページ、同じく一般会計の歳出の差額（C-D）は、平成24年度繰越明許費の額7億4,366万1,000円を含むものです。

同じく2ページ右列、一般会計の歳入歳出差し引き残額（B-D）は、平成24年度繰越明許費に係る一般財源の額9,556万6,000円を含むものです。

次に、3ページから24ページは各会計別の歳入歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について前年度と比較したものです。

25ページをお開き願います。25ページ及び26ページは、3、歳入歳出決算額構成表で、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフによりあらわしたものでございます。

続きまして、27ページから44ページは、4、各款の中で節の占める金額及び比率で、各会計歳出の款ごとの節別内訳です。

次に、45ページ及び46ページ、5、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものです。

続きまして、47ページから50ページは、6、収入未済額調べで、町税以外の収入未済額の内訳でございます。

51ページから54ページは、7、不納欠損額調べで、平成24年度における不納欠損額の年度別内訳です。

55ページから58ページは、8、給与費決算調書で、各項における給与費の内訳でございます。

59ページ及び60ページは、9、公債費に係る調べで、各会計ごとの起債の状況につきまして、目的別及び借入先別に分類したものです。

《平成25年9月6日》

61ページ及び62ページにつきましては、10、基金運用状況で、基金ごとの内訳で
ございます。

次に、平成24年度定額運用基金運用状況につきまして、63ページになりますが、6
3ページは遠軽町土地開発基金運用状況、64ページは遠軽町奨学資金貸付基金運用状況
の、それぞれ内訳になっております。

次に、赤番8、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番9、各会計の
決算審査における監査委員の意見書、赤番10、基金運用状況審査における監査委員の意
見書につきましては、後ほどお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

以上で、平成24年度一般会計及び特別会計の決算認定について説明を終わらせていた
だきます。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩いたします。再開は、追って連絡いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 平成24年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定
第7号平成24年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第8号平成24年度遠
軽町下水道事業会計決算認定についてを説明いたします。

説明資料は、お手元の赤番7番と12番です。赤番7番は、水道事業会計及び下水道事
業会計の決算書、赤番12番は、監査委員の企業会計決算審査意見書です。

それでは、認定第7号平成24年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを説明いたし
ます。1ページから4ページまでは、平成24年度遠軽町水道事業決算報告書でありまし
て、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載して
います。

1ページは、収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と
第2項営業外収益を合わせて、決算額4億7,286万8,674円です。

2ページの支出は、第1款水道事業費用は第1項営業費用から第4項予備費までを合わ
せて、決算額4億4,961万4,987円です。

3ページは、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は第1項他会計補助金か
ら第3項分担金までを合わせて、決算額2,789万5,350円です。

4ページの支出は、第1款資本的支出は第1項建設改良費から第3項予備費までを合わ
せて、決算額2億3,200万4,194円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億410万8,844円は、過年度
分損益勘定留保資金1億1,086万8,372円、当年度分損益勘定留保資金8,863
万5,502円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額460万4,970円で

《平成25年9月6日》

補填したところ です。

次に、財務諸表ですが、5 ページの損益計算書では、当年度純利益が1,733万5,800円となっています。6 ページは剰余金計算書、7 ページは剰余金処分計算書です。8 ページから10 ページは、平成25年3月31日現在の貸借対照表です。

11 ページからの決算附属書類は、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しておりますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、認定第8号平成24年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを説明いたします。

31 ページから34 ページまでは、平成24年度遠軽町下水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しています。

31 ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額8億6,093万5,327円です。

32 ページの支出は、第1款下水道事業費用は第1項営業費用から第4項予備費までを合わせて、決算額8億1,955万4,473円です。

33 ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項分担金及び負担金までを合わせて、決算額1億8,769万7,492円です。

34 ページの支出は、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費までを合わせて、決算額6億5,012万7,359円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億6,242万9,867円は、過年度分損益勘定留保資金76万4,980円、当年度分損益勘定留保資金4億3,413万6,722円、当年度利益剰余金処分数額2,326万587円、減債積立金426万7,578円で補填したところ です。

次に、財務諸表ですが、35 ページの損益計算書では、当年度純利益が4,212万2,771円となっています。36 ページは剰余金計算書、37 ページは剰余金処分計算書です。38 ページから40 ページは平成25年3月31日現在の貸借対照表です。

41 ページからの決算附属書類は、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番12番の遠軽町企業会計審査意見書は、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査における監査委員の意見書であります。御参照願います。

以上で、説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

《平成25年9月6日》

一括上程いたしました平成24年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、平成24年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

○議長(前田篤秀君) 暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に黒坂議員、副委員長に高橋義詔議員が選出されましたので御報告いたします。

◎休会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

9月7日及び8日の2日間は、休日のため休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、9月7日及び8日の2日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長(前田篤秀君) 本日は、これをもって延会とします。

午後 2時45分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田篤秀
署名	議員	林 照雄
署名	議員	松平 信一